

○銃砲等又は刀剣類所持許可等に係る認知機能検査実施要領の制定について(通達)

(平成 21 年 12 月 3 日岡生企第 1403 号警察本部長例規)

改正 平成 23 年 3 月岡務第 176 号 平成 26 年 3 月岡生環第 120 号、岡生企第 235 号  
平成 27 年 9 月 17 日岡生企第 754 号 平成 28 年 3 月 29 日岡監第 137 号  
令和元年 6 月 28 日岡務第 522 号 令和 3 年 3 月 24 日岡務第 255 号  
令和 4 年 3 月 11 日岡生企第 188 号 令和 4 年 5 月 30 日岡生企第 376 号  
令和 5 年 8 月 25 日岡会第 386 号

各部長  
首席監察官  
各統括官  
各所属長

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和 33 年法律第 6 号)第 4 条の 3 第 1 項の規定による認知機能検査の実施に関し、別添のとおり銃砲刀剣類所持許可等に係る認知機能検査実施要領を制定し、平成 21 年 12 月 4 日から施行することとしたので、関係者に周知徹底を図るとともに、その取扱いに誤りのないようになされたい。

別添

銃砲等又は刀剣類所持許可等に係る認知機能検査実施要領

#### 1 趣旨

この要領は、銃砲等又は刀剣類の所持の許可又はその更新を受けようとする者の年齢が 75 歳以上の場合に実施する記憶機能及びその他の認知機能に関する検査(以下「認知機能検査」という。)の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

#### 2 認知機能検査の対象者

認知機能検査は、銃砲刀剣類所持等取締法(昭和 33 年法律第 6 号。以下「法」という。)第 4 条の規定による銃砲等又は刀剣類の所持許可を受けようとする者で、許可申請書を提出した日における年齢が 75 歳以上のもの又は法第 7 条の 3 第 1 項の規定による猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの許可の更新を受けようとする者で当該有効期間が満了する日における年齢が 75 歳以上のものを対象とする。

#### 3 認知機能検査の実施時期

##### (1) 所持許可申請者

許可申請書を受理した後に実施する。

##### (2) 更新申請者

当該許可の有効期間が満了する日の 2 か月前から 1 か月前までの間に実施することとし、原則として許可申請書を受理する際に実施することとする。

#### 4 受検申込書の取扱い等

- (1) 認知機能検査の受検の申込みを受理したときは、認知機能検査受検申込書(様式第1号)の提出を求めるとともに、岡山県警察関係手数料徴収条例(平成12年岡山県条例第72号)に定める手数料が納付済であることを確認できるものを貼付させること。
- (2) 申込みを受理したときは、申込書に記載された受検希望年月日を確認し、受検日時を指定して認知機能検査を実施すること。
- (3) 申込書を受理した日以降に認知機能検査を実施する場合は、検査開始予定日時を記入した申込書の写しを申込者に交付し、受検当日受検会場へ持参するよう求めること。

## 5 検査等の実施要領等

### (1) 検査員の要件

認知機能検査の実施者は、21歳以上の者で、岡山県公安委員会(以下「公安委員会」という。)が行う認知機能検査の実施に必要な技能及び知識に関する講習を終了した警察職員とする。

### (2) 実施場所

認知機能検査の実施場所は、原則として警察署内の適宜の場所とする。

### (3) 実施要領等

認知機能検査の実施及びその結果の通知要領は、生活安全部長が別に定める。

## 6 受診等命令

- (1) 警察署長は、認知機能検査の結果、指定医の診断を受け、当該医師の診断書を提出すべきことを命ずること(以下「受診等命令」という。)が必要であると認めるときは、受診等命令基準該当者報告書(様式第2号)により当該事由を速やかに生活安全全部生活安全企画課長(以下「生活安全企画課長」という。)に報告すること。
- (2) 生活安全企画課長は、受診等命令基準該当者報告書に基づいて審査した結果、受診等命令をする必要があると認めるときは、受診等命令書(様式第3号)を作成して警察署長に送付すること。
- (3) 警察署長は、生活安全企画課長から受診等命令書の送付を受けたときは、速やかにこれを執行し、診断書を徴収すること。

## 7 その他

この要領に定めがあるもののほか、認知機能検査の実施に関し必要な事項は、生活安全部長が定める。

## 8 文書の保存

文書の保存は、次のとおりとする。

文書名	保存所属	保存期間
認知機能検査受検申込書	受理した警察署	3年
受診等命令基準該当者報告書	生活安全企画課	3年

受診等命令書の写し	生活安全企画課	5年
-----------	---------	----